

2 行政組織別分掌事務

健康福祉総務課

- 一 健康福祉局の庶務及び経理に関すること。
- 二 健康福祉局内の連絡調整に関すること。
- 三 保健福祉関係職員に対する研修の総合調整に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 四 社会福祉統計、保健統計及び人口動態統計に関すること。
- 五 厚生環境事務所に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 六 保健所に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 七 広島県健康福祉センターに関すること。
- 八 健康福祉局中他課の所掌に属しないこと。

健康危機管理課

- 一 健康危機管理の総合調整に関すること。（他の局課の所掌に属するものを除く。）
- 二 救急医療体制の確保に関すること。
- 三 災害医療に関すること。
- 四 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）に関すること。
- 五 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）に関すること。
- 六 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）に関すること。
- 七 保健師に対する研修の総合調整に関すること。
- 八 保健師業務の総合調整に関すること。
- 九 健康危機管理に係る研修に関すること。
- 十 感染症対策の総合調整に関すること。
- 十一 感染症予防に関すること。
- 十二 予防接種に関すること。

十三 検疫に関すること。

十四 広島県感染症・疾病管理センターに関すること。

十五 広島県感染症診査協議会の総括に関すること。

十六 その他予防衛生に関すること。

子供未来応援課

一 ひろしま子供の未来みんなで応援プランの推進に関すること。

二 少子化対策に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に基づく療育及び子育て支援（放課後児童健全育成事業を除く。）に関すること。

四 母子保健に関すること。

五 母体保護に関すること。

六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第一条の二第一号に規定する医療に係るものに限る。）に関すること。

七 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

八 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

九 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

十 広島県子ども・子育て審議会に関すること。

十一 公益財団法人ひろしまこども夢財団に関すること。

安心保育推進課

一 児童福祉法に基づく保育及び放課後児童健全育成事業に関すること。

二 子ども・子育て支援法に基づく保育事業に関すること。

三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に関すること。（他局の所掌に属するものを除く。）

こども家庭課

- 一 児童福祉法に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 二 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）に関すること。
- 三 児童福祉の理念に関する普及啓発に関すること。
- 四 児童の健全育成に関すること。
- 五 児童に関する調査統計に関すること。
- 六 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に関すること。
- 七 母子家庭の福祉の向上に関すること。
- 八 寡婦の福祉の向上に関すること。
- 九 父子家庭の福祉の向上に関すること。
- 十 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）に関すること。
- 十一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）に関すること。
- 十二 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に関すること。
- 十三 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）に関すること。
- 十四 子ども手当に関すること。
- 十五 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第一百十号）に関すること。
- 十六 県のこども家庭センターに関すること。
- 十七 広島県立広島学園に関すること。
- 十八 他局及び健康福祉局中他課の所掌に属しない児童に関すること。

被爆者支援課

- 一 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百十七号）に関すること。

- 二 原爆被爆者援護団体の指導及び原爆被爆者対策の調整に関する事。
- 三 毒ガス障害者の援護に関する事。
- 四 在外被爆者の援護に関する事。
- 五 放射線被曝者医療国際協力推進協議会に関する事。
- 六 広島県原子爆弾被爆者健康管理手当等合同審査会に関する事。
- 七 その他原子爆弾被爆者等の援護に関する事。

疾病対策課

- 一 難病に関する事。
- 二 特定疾患に関する事。
- 三 小児慢性特定疾病に関する事。
- 四 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）に関する事。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 五 精神保健及び精神障害者福祉に関する事。
- 六 広島県立総合精神保健福祉センターに関する事。
- 七 広島県精神保健福祉審議会に関する事。
- 八 広島県精神医療審査会に関する事。
- 九 広島県指定難病審査会に関する事。
- 十 広島県小児慢性特定疾病審査会に関する事。
- 十一 その他疾病対策に関する事。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

食品生活衛生課

- 一 理容師及び理容所に関する事。
- 二 美容師及び美容所に関する事。
- 三 興行場、旅館業及び公衆浴場に関する事。
- 四 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）に係る届出、指導監督及び報告に関する事。

- 五 公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関すること。
- 六 クリーニング業に関すること。
- 七 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。
- 八 墓地、埋葬、火葬等に関すること。
- 九 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- 十 生活衛生調査に関すること。
- 十一 水道に関すること。（上下水道部の所掌に属するものを除く。）
- 十二 食品衛生に関すること。
- 十三 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）に基づくアレルギー、消費期限その他の健康の保護を図るために必要な食品の表示に関すること。
- 十四 製菓衛生師に関すること。
- 十五 と畜場及びと畜に関すること。
- 十六 食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。
- 十七 狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関すること。
- 十八 広島県食肉衛生検査所に関すること。
- 十九 広島県動物愛護センターに関すること。
- 二十 広島県生活衛生適正化審議会に関すること。

薬務課

- 一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）に関すること。（農林水産局畜産課の所掌に属するものを除く。）
- 二 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百四十六号）に関すること。
- 三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に関すること。
- 四 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）に関すること。
- 五 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）に関すること。
- 六 温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）に関すること。
- 七 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）に関すること。

- 八 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）に関する事。
- 九 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）に関する事。
- 十 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に関する事。
- 十一 医薬品の適正使用に関する事。
- 十二 献血の推進に関する事。
- 十三 生物学的製剤の管理及び医薬品その他の衛生用物資の需給調整に関する事。
- 十四 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品等の情報処理及び生産指導に関する事。
- 十五 薬用植物に関する事。
- 十六 薬事工業生産動態等統計調査に関する事。
- 十七 肝炎対策に関する事。
- 十八 広島県薬事審議会に関する事。
- 十九 広島県麻薬中毒審査会に関する事。
- 二十 広島県献血推進審議会に関する事。
- 二十一 他局及び健康福祉局中他課の所掌に属しない薬事に関する事。

医療機能強化推進課

- 一 高度医療機能及び地域医療体制の確保に関する事。
- 二 地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会に関する事。
- 三 地方独立行政法人広島県立病院機構に関する事。

医療政策課

- 一 医療介護施策の企画立案及び総合調整に関する事。
- 二 保健医療計画の推進に関する事。
- 三 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）に基づく広島県計画の推進に関する事。
- 四 在宅医療提供体制の整備に関する事。

- 五 在宅医療に関すること。
- 六 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に基づく病床転換助成事業に関すること。
- 七 小児医療に関すること。
- 八 周産期医療に関すること。
- 九 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に関すること。
- 十 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）に関すること。
- 十一 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）に関すること。
- 十二 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）に関すること。
- 十三 医師に関すること。
- 十四 診療放射線技師及び診療エックス線技師に関すること。
- 十五 保健師、助産師、看護師等に関すること。（健康危機管理課の所掌に属するものを除く。）
- 十六 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士に関すること。
- 十七 視能訓練士に関すること。
- 十八 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関すること。
- 十九 医師確保対策に関すること。
- 二十 へき地医療に関すること。
- 二十一 死因究明の施策に関すること。
- 二十二 医療金融に関すること。
- 二十三 角膜、臓器及び骨髄移植に関すること。
- 二十四 地域保健対策協議会に関すること。
- 二十五 広島県医療審議会に関すること。
- 二十六 広島県衛生検査所精度管理専門委員会に関すること。
- 二十七 広島県三次看護専門学校に関すること。
- 二十八 広島県准看護師試験委員に関すること。
- 二十九 公益財団法人広島県地域保健医療推進機構に関すること。

介護政策課

- 一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 二 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に関すること。
- 三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）に関すること。
- 四 介護福祉人材の就業支援に関すること。
- 五 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に基づく老人居宅生活支援事業、老人福祉施設及び有料老人ホームに関すること。
- 六 社会福祉法人、社会福祉連携推進法人及び社会福祉施設の指導監査に関すること。
- 七 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 八 高齢者プランの推進に関すること。
- 九 広島県介護保険審査会に関すること。

健康づくり推進課

- 一 健康づくりの推進に関すること。
- 二 健康増進に関すること。
- 三 食育に関すること。（農林水産局販売・連携推進課の所掌に属するものを除く。）
- 四 歯科保健に関すること。
- 五 歯科医師・歯科技工士の確保・育成に関すること。
- 六 栄養士及び調理師に関すること。
- 七 栄養改善に関すること。
- 八 石綿健康被害の救済に関すること。
- 九 がん対策に関すること。
- 十 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関すること。（医療保険

課の所掌に属するものを除く。)

- 十一 食品表示法に基づく栄養成分の量及び熱量その他の健康の増進を図るために必要な食品の表示に関すること。
- 十二 広島県立広島がん高精度放射線治療センターに関すること。
- 十三 広島県食育推進会議に関すること。
- 十四 広島県がん対策推進委員会に関すること。

医療保険課

- 一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に関すること。
- 二 高齢者の医療の確保に関する法律に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 三 広島県後期高齢者医療審査会に関すること。
- 四 広島県国民健康保険運営協議会に関すること。
- 五 広島県国民健康保険審査会に関すること。

地域共生社会推進課

- 一 地域共生社会の基盤づくりに関すること。
- 二 地域共生社会の推進に関する企画、普及啓発及び総合調整に関すること。
- 三 地域福祉支援計画の推進に関すること。
- 四 地域包括ケア体制の構築に関すること。
- 五 認知症施策に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 六 老人福祉法に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 七 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に関すること。
- 八 生活福祉資金に関すること。
- 九 地域福祉活動の推進に関すること。
- 十 広島県社会福祉審議会に関すること。

社会援護課

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に關すること。
- 二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關する法律（平成六年法律第三十号）に關すること。
- 三 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に關すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 四 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）に關すること。
- 五 ホームレスの自立の支援等に關する特別措置法（平成十四年法律第百五号）に關すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 六 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）に關すること。
- 七 引揚者給付金等支給法（昭和三十三年法律第百九号）に關すること。
- 八 引揚者等に対する特別交付金の支給に關する法律（昭和四十二年法律第百十四号）に關すること。
- 九 未帰還者に關する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）に關すること。
- 十 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）に關すること。
- 十一 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）に關すること。
- 十二 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）に關すること。
- 十三 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）に關すること。
- 十四 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）に關すること。
- 十五 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）に關すること。
- 十六 旧軍人、軍属等の身上の取扱い及び未帰還邦人の調査に關すること。
- 十七 旧軍人及び軍属の恩給に關すること。
- 十八 旧軍人、軍属等の叙位及び叙勲に關すること。

障害者支援課

- 一 障害者総合支援法に關すること。（子供未来応援課の所掌に属するものを除く。）
- 二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に關すること。
- 三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に關すること。

- 四 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）に関すること。
- 五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）に関すること。
- 六 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）に関すること。
- 七 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）に関すること。
- 八 児童福祉法に基づく障害児の福祉に関すること。
- 九 福祉のまちづくりに関する普及啓発に関すること。
- 十 心身障害者の扶養共済に関すること。
- 十一 広島県立身体障害者更生相談所に関すること。
- 十二 広島県立視覚障害者情報センターに関すること。
- 十三 広島県立総合リハビリテーションセンターに関すること。
- 十四 広島県立松陽寮に関すること。
- 十五 広島県立福山若草園に関すること。
- 十六 広島県聴覚障害者センターに関すること。
- 十七 広島県障害者施策推進協議会に関すること。
- 十八 広島県障害者介護給付費等不服審査会に関すること。
- 十九 社会福祉法人広島県福祉事業団に関すること。
- 二十 健康福祉局中他課の所掌に属しない身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関すること。
祉局内の連絡調整に関すること。

厚生環境事務所

- 一 地域支援方策の総合的企画調整に関すること。
- 二 保健・医療・福祉の総合相談に関すること。
- 三 保健・医療・福祉に係る計画に関すること。（他課の所掌に属するものを除く。）
- 四 社会福祉法及び民生委員法に関すること。
- 五 災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する法律に関すること。
- 六 介護保険法に関すること。

- 七 老人福祉法に關すること。
- 八 保健福祉關係情報サービスに關すること。
- 九 老人福祉施設に關すること。
- 十 地域保健に關する思想の普及に係る福祉關係団体等との調整に關すること。
- 十一 児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者総合支援法に關すること。
- 十二 母子及び父子並びに寡婦福祉法に關すること。
- 十三 生活保護法に關すること。
- 十四 行旅病人及行旅死亡人取扱法に關すること。
- 十五 困難な問題を抱える女性への支援に關する法律に關すること。
- 十六 児童扶養手当法に關すること。
- 十七 児童の健全育成に關すること。
- 十八 母子家庭の福祉の向上に關すること。
- 十九 寡婦の福祉の向上に關すること。
- 二十 父子家庭の福祉の向上に關すること。

保健所

- 一 医療及び医薬品に關すること。
- 二 歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師および臨床検査技師等に關すること。
- 三 角膜、臓器及び骨髓移植に關すること。
- 四 救急医療に關すること。
- 五 地域保健に關する思想の普及及び向上に關すること。
- 六 人口動態統計その他地域保健に係る統計に關すること。
- 七 歯科保健に關すること。
- 八 感染症予防に關すること。
- 九 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に關すること。

- 十 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
- 十一 小児慢性特定疾患に関すること。
- 十二 地域包括ケア体制の構築に関すること。
- 十三 母子及び乳幼児並びに老人の保健に関すること。
- 十四 栄養の改善及び食品衛生に関すること。
- 十五 理容師及び理容所並びに美容師及び美容所に関すること。
- 十六 興行場、旅館業及び公衆浴場に関すること。
- 十七 クリーニング業に関すること。
- 十八 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。
- 十九 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- 二十 水道及び生活環境の向上に関すること。
- 二十一 温泉法に関すること
- 二十二 衛生上の試験及び検査に関すること。
- 二十三 その他地域住民の健康の保持及び増進に関すること。

こども家庭センター

- 一 児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に関すること。
- 二 児童に関する相談に関すること。
- 三 児童及びその家庭に関する調査及び判定に関すること。
- 四 児童及びその保護者の指導に関すること。
- 五 児童福祉法による児童等に対する措置に関すること。
- 六 児童の一時保護に関すること。(広島県北部こども家庭センターを除く。)
- 七 児童福祉法による障害児施設給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児施設医療費の支給決定並びに障害児施設等の利用に係る情報の提供、相談及び助言、あっせん、調整並びに要請に関すること。
- 八 市町の知的障害者の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報の提供
その他必要な援助に関すること。

- 九 知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること。
- 十 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- 十一 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。
- 十二 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく要保護女子等問題を抱えた女性に関する相談、医学的、心理学的及び職能的判定、自立支援等に関すること。
- 十三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者又は生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力被害者支援に関する相談、医学的又は心理学的な指導、関係機関との調整、自立支援等に関すること。
- 十四 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく一時保護に関すること。（広島県西部こども家庭センターに限る。）
- 十五 広島県西部こども家庭センターは、前各号に規定する事務のほか、次に掲げる事務を分掌する。
- ①他のこども家庭センターの援助及び連絡に関すること。
 - ②児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四条に規定する中央児童相談所としての業務に関すること。
 - ③児童相談業務に関する県及び広島市の連携推進に関すること。

広島学園

不良行為をし、又はするおそれのある児童その他家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入園させるなど、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。

三次看護専門学校

保健師助産師看護師法に基づく看護師養成所として、看護師になろうとする者に対し、必要な知識及び技術を教授し、社会に貢献できる人材を育成する。

総合精神保健福祉センター

- 一 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。
- 二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。

- 三 精神医療審査会の事務を行うこと。
- 四 精神障害者保健福祉手帳の交付申請に対する決定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 五 回復途上にある精神障害者に、生活指導及び作業指導を行うこと。
- 六 第二号及び前号の業務に付随する診療を行うこと。
- 七 障害者総合支援法に基づく自立支援医療（障害者総合支援法施行令第一条の二第三号に規定する医療に限る。）に係る支給認定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 八 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。
- 九 その他精神保健及び精神障害者の福祉対策の推進を図るために必要な業務を行うこと。

食肉衛生検査所

- 一 食鳥検査に関すること。
- 二 食鳥処理業者の指導及び監督に関すること。
- 三 前二号のほか、食鳥処理及び食鳥処理場に関すること。

動物愛護センター

- 一 動物の愛護指導に関すること。
- 二 犬の拘留に関すること。
- 三 犬及びねこの引取りに関すること。
- 四 疾病・負傷動物の収容に関すること。
- 五 前各号のほか、動物の愛護及び狂犬病予防に関すること。（保健所の所掌に属するものを除く。）

身体障害者更生相談所

- 一 市町の行う身体障害者の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 身体障害者に関する相談及び指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 三 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。

- 四 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。
- 五 障害者総合支援法に基づく自立支援医療（障害者総合支援法施行令第一条の二第二号に規定する医療に限る。）に係る市町に対する援助に関すること。
- 六 障害者総合支援法による補装具費に係る市町に対する援助に関すること。
- 七 必要に応じ、障害者総合支援法に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。